

ごせししゅわかん じょうれい 御所市手話に関する条例



ごせししゅわかん じょうれい ぜんぶん 御所市手話に関する条例（前文）

げんご は、たが かんじょう あ ちしき たくわ ぶんか そうぞう うえ
言語は、お互いの感情をわかり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で
ふかけつ じんるい ほってん おお きよ しゅわ おんせいげんご
不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。手話は、音声言語
こと げんご しゅし からだ うご ひょうじょう つか しかくてき ひょうげん
と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する
げんご しゃ ものごと かんが ほか たが
言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互い
の気持ちを理解し合うために、また、ちしき たくわ ぶんか そうぞう
必要な言語として手話を大切に育んできた。

しょうがいしゃ けんり かん じょうやく しょうがいしゃきほんほう しゅわ げんご
障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語とし
いち にんしき もと しみん しゅわ りかい ふか
て位置づけられている。この認識に基づき、市民が手話への理解を深め、ま
た、しゅわ もち あんしん く きょうせいしゃかい じつげん めざ じょうれい
手話を用いて安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、この条例を
せいいてい
制定する。

れいわ ねん がつ にちせこう
令和2年4月1日施行

手話とは

手や指、口、表情などを用いて気持ちを表現する視覚的な言語（目で見る言語）です。

会話をするとき大切なこと

- 相手の顔を正面に見て、視線を合わせよう。
- ジェスチャー等を大きくし、伝える。
- 手話で伝えることが難しいときは、筆談で伝える。
- 伝えようという気持ちを持つ。

手話奉仕員養成講座（入門・基礎）

手話をはじめて学ぶ方が、日常生活に必要な手話を習得することを目指します。

「入門」「基礎」講座があります。毎年5月頃に開講（6カ月間）。

手話通訳や要約筆記を依頼したいとき

聴覚障害者の情報取得や意思疎通のために手話通訳や要約筆記の派遣事業を行っています。利用の際には要件等ありますので下記まで問い合わせください。

◎問い合わせ先 受付時間 午前8時30分～午後5時15分

御所市役所 福祉課 障害福祉係

電話 0745-62-3001（内線513・514） ファックス 0745-62-3022